

【報告の内容】 指定介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止

- ・ 申請者 : セントケア千葉株式会社
- ・ 事業所 : セントケア富津
(千葉県富津市西大和田 916)
- ・ 事業等の種類 : 訪問型サービス
- ・ 廃止理由 : 今後中重度の利用者を中心に要介護認定者に対してサービス提供を行うため総合事業を廃止するもの。
- ・ 廃止年月日 : 令和6年4月30日

【報告の説明】

「指定介護予防・日常生活支援総合事業指定事業の廃止」については、富津市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第12条に規定されています。

本報告案件は、令和6年3月29日付けで当該指定事業者が上記廃止理由に伴い、指定の廃止の申請を受理した旨を報告するものです。

【資料の説明】

資料の90ページは、事業者より提出された申請書です。

※訪問型サービスとは

訪問型サービスとは、介護保険によるサービスを利用しようとする対象者の元を、看護師や介護士などが訪れ、何らかのサービスを提供する形態のことの総称です。

総合事業の訪問型サービスは、要支援1、要支援2に認定された方を対象に、訪問介護員が利用者宅を訪問し、本人が自分で行うのが困難な入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。



介護予防・日常生活支援総合事業指定事業廃止・休止・再開届出書

令和6年3月11日

富津市長 様

所在地 千葉県千葉市中央区新町1-17
 申請者 セントケア千葉株式会社
 名称 代表取締役社長 遠藤 久

指定事業を廃止・休止・再開しますので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業者番号	12	73	1	0	0	5	4	3
廃止・休止・再開する事業所	名称	セントケア富津							
	所在地	千葉県富津市西大和田916							
サービスの種類	訪問型サービス								
廃止・休止・再開の別	<input checked="" type="radio"/> 廃止 ・ <input type="radio"/> 休止 ・ <input type="radio"/> 再開								
廃止・休止・再開した年月日	令和6年4月30日								
休止・廃止した理由	今後中重度の利用者を中心に要介護認定者に対してサービス提供を行うため総合事業を廃止するもの。								
現にサービス又は支援を受けていた者に対する処置（休止・廃止した場合のみ）	お客様の生活に支障をきたさぬよう、利用者の意向を踏まえ他の事業所を紹介し引継ぎを行う。								
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日								

備考 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。